

# 特定非営利活動法人工パートナー とっとり定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人工パートナー とっとりと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を鳥取県米子市東山町8番地1 株式会社エスジーズ内におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地球温暖化防止に対する効果的かつ具体的な施策を地域に情報提供し、啓発・普及に努めること並びに地域の環境事業及び環境教育・学習支援活動の場を創出し、活力ある地域形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 科学技術の推進を図る活動
- (5) 街づくりの推進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前号に掲げる活動を行う団体の運営に関する連絡・助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動にかかる事業
  - ① 新エネルギーの普及啓発・導入促進事業
  - ② 新しい環境技術の研究開発事業
  - ③ 自然エネルギーの研究調査事業
  - ④ 環境教育・学習支援事業
  - ⑤ 循環型社会の形成・支援事業
  - ⑥ ふれあい創出支援事業
  - ⑦ 地域活性化支援事業
  - ⑧ 持続可能な農業・水産業の活性化事業

- ⑨ ①～⑧に係わる委託研究事業
  - ⑩ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- ① 農業特産物・水産物及び副産物等の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に当てるものとする。

### 第3章 会員

#### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って特定非営利活動推進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動に参加する個人・企業及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を賛助する個人・企業及び団体。

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名したとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、総会において正会員数

の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

但し、この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金等の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は総会にて選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると発見した場合には、これを総会又は所轄長に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務の執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは、理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、辞任又は任期が満了した場合においても、社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会で正会員総数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、その議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(役員の報酬)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長、その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任命する。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員を持って構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収益計算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動予算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入を持って償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を持って、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議会の書面表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事を持って構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものその他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2項及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決して理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したみのとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動にかかる事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じた時は次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算を持って定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員のその出席者の4分3以上の多数による議決を経、かつ軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて鳥取県知事の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は特定非営利活動促進法第31条第1項第2号から第7号の規定によるほか総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

2 目的とする非営利活動に係わる事業の成功の不能により解散する場合は、鳥取県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解除を除く)したときに残余する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て選定し譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て、かつ鳥取県知事の承認を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞、インターネットホームページ等に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

以上

当法人の定款の写しに相違ありません。

令和3年9月9日

特定非営利活動法人工コパートナーとつどり  
理事 大野木 昭夫



